健やかな成長のために各種手当をご利用ください

児童の心身の健やかな成長に寄与するため、さまざまな手当を支給しています。受給資格があっても申請をしないと受給できませんので、必ず手続きをしましょう。

乳幼児医療費助成・児童手当

特に、転入・転出した方、新たに出産した方は必ず手続きが必要です。

●乳幼児医療費助成

受給券のない方は申請書の提出が必要です。

▼対象＝町に住所のある0歳～就学前のお子さん

●児童手当

申請の翌月から支給します。現況届を提出されていない方は提出をお願いします。

▼対象＝町に住所のある0歳～小学校修了前までのお子さんを養育している方

※保護者の所得により、手当を受けられないことがあります

出産子育て支援金

第2子以降の出産に支援金を支給します。

▼条件＝世帯に町税等の滞納がなく、父・母のいずれかが第2子以降の出産前に、1年以上町に住所を有していること

児童扶養手当

▼対象＝父母の離婚などにより、父と生計を同じくしていない18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童（基準以上の障害がある児童は20歳未満）を養育している母または母に代わって養育している保護者

※外国人登録をし、一定の在留資格のある人も対象

◎次の場合には手当は受けられません

①本人・同居親族の所得状況など一定の条件に該当する場合

②公的年金・労災等を受給している場合

特別児童扶養手当

▼対象＝障害等級表に該当する障害のある20歳未満の児童を養育している方

※父母がともに養育している場合は、主として児童の生計を維持している方

ひとり親家庭等医療費助成

18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童が保険診療を受けたとき、自己負担分の医療費を一部助成します。

※本人・同居親族の所得状況など一定の条件により受給できない場合あり

問社会福祉児童課
☎(70)0331

健康保険制度が一部改正

健康保険制度が4月から一部改正となりました。改正点は次のとおりです。

◇改正点

●制度の移行

老人保健の方⇒後期高齢者医療制度の被保険者

※医療機関での提示は、後期高齢者医療被保険者証1枚となります（負担割合は変更ありません）

●退職者医療制度の対象範囲

75歳未満⇒65歳未満

●2割負担の対象範囲

3歳未満⇒就学前まで

◇保険証の内容確認を

制度の変更により、次の方の保険証を3月中旬に送付しました。内容をよくご確認ください。また、届いていない方はお問い合わせください。

＜送付対象者＞

・老人保健の方

・国民健康保険退職者医療の65歳以上の方

・1割負担の保険証をお持ちの前期高齢者

・3歳以上で未就学の被保険者

※古い保険証は、役場へ返却するかまたは破棄してください

問住民課国保年金班
☎(70)0334

老人保健（国民健康保険）の方の保険証

これまで

＋

4月から

麻しん風しん混合予防接種の第3・4期開始

麻しん風しん混合予防接種の第3期（中学1年生対象）、第4期（高校3年生相当対象）が4月1日から始まりました。

第3・4期は平成20年～24年の5年間に限って実施され、平成2年4月2日以降生まれの方は2回の麻しん風しん予防接種を受けることになります。

第4期対象者には、3月中に個別に通知をしてありますが集団接種、個別接種に関わらず、必ず予約をしてください。

第3期対象者で町内の中学校に通う方は、中学校で集団接種を実施します。町外の学校に通う方は5月以降、個別に通知をしますが、春休み中に接種を希望の方は申し出てください。

平成21年3月31日まで接種できますが、できるだけ8月末までに受けましょう。

問健康介護課健康指導班
☎(72)8321

妊婦健診

公費負担が5回に

妊婦健康診査の公費負担が4月1日から5回になります。該当する場合は受診票の交付を受けてください。

▼対象＝町に住所があり、平成20年3月31日までに妊婦一般健康診査受診票（別冊1または転入者用妊婦一般健康診査受診票）の交付を受け、4月以降妊婦健康診査をうける予定のある方

▼交付受診券＝妊娠週数から該当する受診票（妊娠8・20・24・30・36週前後の受診票、最大5回まで）

▼申請に必要なもの＝母子健康手帳と別冊1（妊婦一般健康診査受診票）または転入者用妊婦一般健康診査受診票

▼申請・交付場所＝保健センター

※町外へ転出した方は転出先の市町村窓口でお問い合わせください

申・問健康介護課健康指導班
☎(72)8321

妊娠中の方へ

制度が変わります

出産育児一時金

町の国民健康保険の加入者が出産したときはこれまで、申請により出産育児一時金を世帯主の方に、直接給付してきました。

4月からは今までの給付方法に加え、出産後に町から直接、病院等への支払いができる受取代理制度が始まり、受け付けを開始しています。

この制度を利用するには申請が必要となります。

◇利用できる方

次のすべてに該当する世帯主

①納期到来の国民健康保険税を完納している

②分娩者が出産1カ月前である

◇ご注意ください

分娩者がほかの公的保険（社会保険等）に加入の場合は、それぞれの公的保険での対応となります。また分娩者が社会保険に1年以上加入している場合で、離脱後、半年以内に出産した場合は、社会保険から支給されます。

申・問住民課国保年金班
☎(70)0334

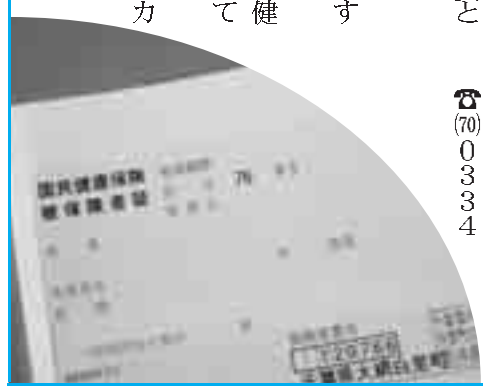

受取代理制度が開始

特別慰労品を贈呈

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者に内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方も対象となります。請求書は、社会福祉児童課の窓口に置いてあります。資格要件などはお問い合わせください。

問独立行政法人平和祈念事業特別基金

フリーダイヤル０１２０（２３４）９３３

2010年ゆめ半島 千葉国体

バレーボール競技　少年女子種目

競技会場　大網白里アリーナ